

介護給付費算定に係る体制等に関する届出の提出に必要な書類について

令和元年 7 月 2 日現在

サービス種類：(介護予防) 認知症対応型通所介護

| 事項 | 添付書類 |
|---------------------|--|
| 地域区分 ※長浜市は、「7級地」 | ・なし |
| 職員の欠員にかかる減算の状況 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※減算開始時・・・人員欠如が発生した月の実績 ※減算解消時・・・人員欠如が解消された月の実績 |
| 時間延長サービス体制 | ・運営規程 ※運営規程の変更届が必要です。 (延長サービスを行う時間を規定すること) |
| 入浴介助体制 | ・浴室の状況のわかる平面図、写真 |
| 生活機能向上連携加算 | ・生活機能向上連携加算に係る届出書 |
| 個別機能訓練体制 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ・機能訓練指導員の資格証の写し |
| 若年性認知症利用者受入加算 | ・なし |
| 栄養改善体制 | ・栄養改善加算に係る届出書 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ・管理栄養士の資格証の写し |
| 口腔機能向上体制 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ・口腔機能向上サービスを行う言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員の資格証の写し |
| サービス提供体制強化加算 | (I) イ・ロ ・サービス提供体制強化加算に関する届出書 ・サービス提供体制強化加算 (I) 算定表 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※前年度分または前3月分の実績 ・介護福祉士の資格を証する免許証または資格証の写し (II) ・サービス提供体制強化加算に関する届出書 ・サービス提供体制強化加算 (II) 算定表および別紙 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※前年度分または前3月分の実績 |
| 介護職員処遇改善加算 | ・算定する前々月の末日までに計画書の提出が必要 |
| 介護職員等特定処遇改善加算 | ・算定する前々月の末日までに計画書の提出が必要 |

(注意)

- 1 算定要件を満たさなくなる場合は、速やかに届出を行うとともに、その事実が発生した日から加算の算定は行わないでください。
- 2 重複する添付書類は、1部のみ提出してください。
- 3 上記に掲げる添付書類以外にも、確認のために書類等の提出を求める場合があります。